

赤穂市子ども読書活動推進計画

(第3次)



赤穂市教育委員会

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨等 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 国県の動向 | 2 |
| (1) 国の施策 | 2 |
| (2) 県の施策 | 2 |
| 3 推進計画の目標 | 3 |
| 4 計画の期間 | 3 |
| 5 計画の対象 | 3 |
| 6 計画の位置付け | 3 |
| 第2章 子ども読書活動推進のための取組 | 4 |
| 1 家庭における読書活動の推進 | 4 |
| (1) 家庭の役割 | 4 |
| (2) 家庭での読書活動 | 4 |
| 2 地域における読書活動の推進 | 5 |
| 2-1 図書館における読書活動の推進 | 5 |
| (1) 図書館の役割 | 5 |
| (2) 図書館での読書活動 | 5 |
| 2-2 地域における関連機関との協力 | 7 |
| (1) 地域の役割 | 7 |
| (2) 地域での読書活動 | 7 |
| 3 学校園所における読書活動の推進 | 8 |
| (1) 学校園所の役割 | 8 |
| (2) 幼稚園・保育所での読書活動 | 8 |
| (3) 小学校・中学校・高等学校での読書活動 | 9 |
| 第3章 計画推進体制などの整備と啓発 | 10 |
| 1 推進体制の整備・充実 | 10 |
| 2 広報の推進 | 10 |
| 3 関係機関及び団体との連携 | 11 |
| 第4章 計画の取組指標の設定 | 12 |

参考資料

- 1 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 14
- 2 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 16
- 3 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができません。読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくためには、幼少期からの発達段階に応じた読書活動を切れ目なく行うことが重要です。

しかしながら、令和6年11月、全国学校図書館協議会（全国SLA）が全国で行った、第69回学校読書調査結果によると、その年の5月1か月間の平均読書冊数は、小学生（4～6年生）は13.8冊（前年比+1.2冊）、中学生は4.1冊（前年比△1.4冊）、高校生は1.7冊（前年比△0.2冊）でした。

5月1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生は8.5%（前年比+1.5%）、中学生は23.4%（前年比+10.3%）、高校生は48.3%（前年比+4.8%）で、特に中・高校生の不読者が増加傾向となっています。

また、令和元年6月には、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定され、GIGAスクール構想のもと1人1台端末の整備など、学校のICT環境が整えられていきました。子どもたちの学習環境の大きな変化の中で、これからのデジタル技術を活用した新たな読書活動が必要となってきています。

これら不読者の増加や、学校のICT化によって急速にデジタル環境が進展する中、子どもたちの読書活動を推進していくためには、家庭・地域・学校園所等の社会全体での取組が必要となり、それぞれの果たすべき役割が重要となります。また、子どもの発達段階に応じて、子どもたちが自主的、自発的に読書活動を進んで行うことができる読書環境を整備するためには、家庭・地域・学校園所等による相互協力体制の強化も必要となります。これらを踏まえた具体的な指針として、「赤穂市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定し、子どもたちが読書を通じて生きる力を育むことができるよう、取り組んでいきます。

2 国県の動向

(1) 国の施策

○「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が平成13年12月12日施行されました。子どもの健やかな成長に資することを目的とし、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるように、国・地方公共団体・事業者・保護者・関係機関(学校、図書館等)が読書環境整備の推進を行うこととしています。

○子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月28日)が閣議決定されました。

これは政府がおおむね5年ごとに作成し、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を示すものです。

計画期間 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度 5年間

(2) 県の施策

○兵庫県が定めた「ひょうご子どもの読書活動推進計画(第5次)」(令和6年3月)が策定されました。県・市町(学校、社会教育施設等)、家庭・地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO(非営利団体)等の関係団体との連携を図りつつ、社会全体で子どもの読書活動を推進し、もって教育の向上に取り組むとしています。

計画期間 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度 5年間

3 推進計画の目標

- (1) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむ機会の提供
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実（ICTの活用も含む）
- (3) 社会全体での取組の推進
- (4) 子どもの自主的な読書活動の支援
- (5) 子どもへの読書活動に関する啓発

4 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

5 計画の対象

おおむね18歳以下（高校生以下）の子どもと乳幼児を持つ保護者を対象とします。

6 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）及び「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第5次）」（令和6年3月）に基づき作成します。また、「2030赤穂市総合計画」、「第2期赤穂市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

第2章 子ども読書活動推進のための取組

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、まず最初に乳幼児期の家族生活のなかで、本を読み聞かせることから始まります。子どもから本を読んで欲しいと頼まれたときには、子どもと一緒に本を読むなど、親子がふれあい、信頼関係を育みながら、本と出会うきっかけをつくり、読書への興味を維持することがとても大切です。子どもにとって読書が「楽しい」ものであるという経験を積み上げていくためにも多くの本に出会う機会を提供していく必要があります。

また、子どもの成長に併せて、身近な場所で子どもが自分で選んだ読みたい本と出会えるように、家庭内での読書環境づくりを推奨します。

(2) 家庭での読書活動

保護者には、読書が知識を得るのみならず、協調性・共感性を育むために必要不可欠であるということを、より一層理解していただき、子どもたちに途切れることなく読書ができる環境づくりを推進します。

① ブックスタート・パックの活用

乳児（5か月児）と保護者に対して、赤ちゃんへの絵本のセット（ブックスタート・パック）を図書館が配布しています。その絵本をおして肌のぬくもりを感じながら親子のコミュニケーションを図り、言葉と心を通わせながら本の楽しさを知ってもらうきっかけとなることを目的としていますので、各家庭で有効に活用していきます。

② 図書館や公民館等の有効活用

成長段階に併せて、子どもたちが様々な本への興味が湧いてくる状況になるよう家庭の中で誘導できることが望ましいです。

そのためには、多くの本を所有している図書館や公民館や児童館を利用して、子どもたちの好奇心をつないでいくことが有効です。

【具体的な取組】

- ・絵本や物語の読み聞かせ
- ・家読（うちどく）の実施
- ・家庭での読書環境の整備

2 地域における読書活動の推進

2-1 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得たり、読書活動に取り組んだりする場所であることから、生涯学習の中核的施設であります。

子どもたちが読みたい本を見つけて自由に選び、読書が楽しいものであるということを知ってもらえるように環境を整え、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが求められます。

そのため、図書館の環境整備と図書資料の充実やおすすめ本の情報発信に努めるとともに、子どもの読書活動の推進に関わるおはなし会、講座や読書イベントなどの事業を行っていきます。さらに家庭、地域、ボランティア、学校園所など、関係団体と絶えず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。図書館では、各施設での読書活動を支援するため、読書ボランティアの育成にも努めていきます。

また、障がいのある子どもや日本語指導の必要な子どもへの読書環境の整備として、点字絵本のさらなる収集や外国語の絵本・児童書の収集に努めていきます。

(2) 図書館での読書活動

乳児(5か月児)と保護者を対象に、毎月1回ブックスタート事業を赤穂市保健センターで行っています。「ブックスタート」は、毎月保健センターが実施している5か月児ベビーレッスン時に、全ての親子を対象として乳幼児期から本に親しむことの大切さを保護者に伝える図書館事業です。実施にあたっては、図書館司書が保護者に絵本や図書館で作成したブックリストなどを配布し、その趣旨を理解していただくとともに、絵本の読み聞かせの方法や、絵本の選び方をアドバイスするなど、家庭での読書活動を支援しています。プレゼントされた絵本を親子でひらいて見てもらい、読み聞かせが家庭での楽しい「体験」として記憶に残るように心がけています。

その後のフォローアップとして、乳幼児(0～2歳)とその保護者を対象とした手遊びや絵本の読み聞かせ、絵本の紹介を行う、「いないいないばあの会」を毎月1回図書館で実施しています。

土曜日ごとに、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリングのおはなし会及びお楽しみ会(紙芝居や工作等)を開催し、子どもたちに読書活動に

興味をもってもらえるように活動しています。また、学校園所の依頼により図書館司書が出向くおはなし会（出前講座）を実施しています。

子どもたちが図書館に気軽に来てもらえるよう、月2回のキッズシネマ（上映会）や、手作り絵本の作成、塩の彫刻、茶道などが体験できる「夏休みこどもイベント」を毎年開催しています。今後は新たなイベントにも取り組みます。

引き続き子どもたちが自由に本に出会い、親しむことができるように優れた本の選択や、本の配置の工夫に取り組むとともに、適切な蔵書整備をしていきます。また、「赤穂市電子図書館」の電子図書の活用促進にも努めます。

さらに子どもたちが、優れた良い本を選ぶことができるよう特設コーナーを設置するなど読書活動の啓発に努めます。また、子どもからの疑問や質問に適切に答えたり、アドバイスができるよう、県立図書館等の関係機関と連携しながら職員の資質の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 児童向け図書の充実
- ・ 子ども向けの※レファレンスサービスの充実
- ・ 電子図書館の電子図書の有効活用
- ・ 読書記録通帳を利用したイベントの実施
- ・ 学習に役立つ資料の学校への団体貸出
- ・ 新刊案内や世代ごとのおすすめ本の情報発信
- ・ 読書ボランティアの新規募集

※レファレンス

利用者から質問・相談を受けて調べものに必要な図書館資料を探すお手伝いをすること。

・ 対象年齢別の図書館イベントの実施

| 年 齢 | 名 称 | 内 容 | 実施日等 |
|------|------------------|----------------------|----------------|
| 5か月 | ブックスタート | 親子で絵本とふれあうきっかけづくりの指導 | 毎月 於:保健センター |
| 0～2歳 | いないいないばあの会 | 親子一緒に絵本等に親しむ会 | 毎月（8月除く） |
| 3歳～ | おはなし会 | 図書館ボランティア | 第1・3・4土曜日 |
| 5歳～ | おはなし会（ストーリーテリング） | アと職員によるお | 第2土曜日 |
| 3歳～ | おはなし会（おたのしみ会） | はなし会等 | 第5土曜日 |
| — | キッズシネマ | 児童向け上映会 | 土曜日（月2回） |
| 別に設定 | 夏休みこどもイベント（小学生） | 体験教室 | 7～8月 |

2-2 地域における関連機関との協力

(1) 地域の役割

子どもは、成長過程のほとんどを生活している地域で過ごします。子どもの行動範囲の広がりにあわせ、子育て学習センター、児童館、公民館等の身近な場所で子どもたちが自分で選んだ好きな本と出会えるようにするためには、地域の人々の協力が必要不可欠です。

(2) 地域での読書活動

子育て学習センターは、就学前までの親子を対象に、紙芝居や絵本の読み聞かせなどを継続し、乳幼児の身近に本がある環境づくりに取り組めます。

児童館、公民館などの各施設の図書コーナーは、子どもが自然に本と出会える場所です。これらの施設においてさまざまな工夫をこらした読書サービスを行い、遊びや学びの生活の中で、楽しく読書活動が続けられるように整備を図る必要があります。

【具体的な取組】

- ・読書活動自主グループの育成・支援
- ・児童館（図書コーナー）、公民館図書室などの活用・推進、蔵書の充実
- ・図書館蔵書の団体貸出サービス、図書館リサイクル本の活用

3 学校園所における読書活動の推進

(1) 学校園所の役割

小学校・中学校・高等学校は、児童生徒の読書習慣の基礎を形成するうえで、非常に重要な時期となっています。子どもの発達段階や個人差に応じた読書を楽しむことのできる環境を整えることが必要です。そのため、学校図書館の図書資料を充実させ、より多くの図書に出会えるよう、その整備と充実に努めます。

また、学校と図書館が研修や情報交換の機会を設けるなど、双方の連携を密にし、児童生徒の読書活動の推進を図ります。

さらに、学校図書館を活用した教育活動や、学校における読書活動の中心的役割を担う人員の配置体制の充実が望まれています。

幼稚園・保育所では、活動時間に教職員や保育士のほか、読み聞かせボランティアや保護者会、PTA による絵本等の読み聞かせを日常的に行っています。

この時期、子どもたちは様々な言葉を覚えて理解し、急速に心が発達を続け、さまざまな出来事や周りにある多くのものへの興味や関心を持つようになります。

そこで、子どもたちに多くの絵本や物語に接する機会を充実させ、それぞれのお気に入りの本を手にとってもらい、子どもたちの健やかな成長に寄与するよう努めていきます。

(2) 幼稚園・保育所での読書活動

幼稚園や保育所においては、絵本や児童書等の充実に努めるとともに、図書館の団体貸出サービスによる絵本や児童書等の活用を積極的に進めていきます。

また、教職員や保育士のほか、読み聞かせボランティアや保護者会、PTA による読み聞かせ活動を一層支援するとともに、子育てを支援する団体と読書活動に配慮した連携を推進していきます。

【具体的な取組】(幼稚園)

- ・絵本に親しむ環境の充実
- ・絵本の読み聞かせの充実
- ・保護者に対する啓発の実施
- ・図書館の活用

【具体的な取組】（保育所）

- ・発達段階や興味に応じた絵本や物語の読み聞かせの継続的な実施
- ・絵本の貸出やおたより等による、保護者への普及・啓発
- ・職員研修の充実
- ・図書館の団体貸出サービス及び出前講座の利用

（３）小学校・中学校・高等学校での読書活動

学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、言語活動の充実を図るため、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、目的に応じた多様な図書を学習活動へ積極的に活用するとともに、発達段階や個人差に応じた読書指導の推進を図ります。また、読書機会の一層の充実に努めます。

そのため、市内各学校で行われている全校一斉の読書活動のさらなる推進や家庭での読書機会を増やす取組を進めます。

また、休み時間など、児童生徒がいつでも読書ができるよう、学校図書館の図書の整備と充実に努めます。

さらに、学校図書館の補完的措置として、図書館から市内学校への団体貸出サービスを活用することにより、図書館蔵書を使用した学習資料としての利用を積極的に進めていきます。

【具体的な取組】

- ・全校一斉の読書活動の推進
- ・家庭と連携した読書習慣の形成
- ・図書館団体貸出サービスの活用
- ・「読書に親しむ」、「自主的に本を読む」などの読書環境づくり

第3章 計画推進体制などの整備と啓発

1 推進体制の整備・充実

赤穂市子ども読書活動推進計画に基づいて、子どもの読書活動の推進に向けて、家庭・地域・学校園所等は連携を密にし、相互の協力体制の強化を図ります。

図書館においては、紙の図書だけではなく、電子図書のさらなる整備にも取り組み、インターネット接続環境があれば、子どもが自宅でも学校でも使用できるデジタル媒体を活用した読書環境の強化に取り組みます。さらに、図書館の蔵書整備と書棚拡充を図り、図書館サービスの充実や情報の発信に取り組みます。

また、学校園所や関係施設及びボランティアグループなど、関係団体へ図書館蔵書の貸出しを推進します。

学校園所においては、①図書館と連携し、団体貸出サービスによる図書の有効活用、②図書館と学校図書館担当教諭の連携強化、③学校図書館の児童生徒のための読書活動の場としての図書整備等に取り組んでいきます。

地域においては、子どもの読書活動を全体で支援するため、子育て学習センター、児童館、公民館など各施設で本にふれあえる場所の提供に努めていきます。

2 広報の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては、子どもの保護者・学校園所・地域はもちろん、諸団体や社会全体にその活動内容を周知・啓発していく必要があります。

そのため、学校園所や図書館は、読書活動の推進に関する情報について、社会教育施設等へのちらしの設置やポスター掲示等のもとより、広報紙やホームページ及び市公式LINEなどのSNSを活用し、子どもの保護者や市民へ広く情報を発信するなど、広報の充実を図ります。

3 関係機関及び団体との連携

子ども読書活動の推進に関わる関係機関や団体などに、積極的に読書活動の啓発を行うとともに、必要に応じて交流や情報の交換ができる機会をつくり、計画を円滑に推進するためのネットワークづくりと連携を図ります。

第4章 計画の取組指標の設定

本計画の取組の指標として、下の表の目標値を設定します。各目標値は現状値（一部令和6年度）を基準として、本計画の最終年度である令和12年度へ向けての目標とします。

| 視 点 | 項 目 | 現状値 | 目標値 令和12年 | |
|-------------------|--|-----------------|--------------|------|
| 図書館 | 図書館の児童書の冊数 | 44,264冊(R6) | 50,000冊 | |
| 図書館 地 域 家 庭 | 図書館の図書貸出利用者数 (市 内) | 乳幼児 (6歳未満) | 324名(R6) | 370名 |
| | | 小学生 (6～12歳) | 756名(R6) | 792名 |
| | | 中高生 (13～18歳) | 259名(R6) | 310名 |
| 図書館 | 図書館活動ボランティアの人数 | 47名 | 60名 | |
| 小・中・高等学校 | 子どもの読書活動を推進する活動（読み聞かせ、家読、朝読、一斉読書など）を実施している市内の小学校・中学校・高等学校の割合 | 75% | 88% | |
| 小・中学校 | ICTを活用した読書活動の工夫をしている学校の割合 | 46% | 75% | |
| 学校園所 地 域 | 図書館団体貸出サービスの利用 件数 | 147件(R6) | 220件 | |

参 考 資 料

- 1 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 2 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 3 計画策定の経過
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律

1 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づく、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）の策定について広く意見を聴取するため、赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動を推進するため必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員13名以内で組織し、別表に定める者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱または任命の日から子ども読書活動推進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、赤穂市教育委員会図書館が担当する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別表（第3条関係）

| 委員 |
|-------------|
| 学識経験者 |
| 社会教育関係者 |
| 子どもの読書活動団体等 |
| 教職員等 |
| 子育て関係者 |
| 教育委員会職員 |
| 公募委員 |

2 赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(令和7年11月21日)

| 職名 | 氏名 | 所属団体等 |
|------|--------|------------------|
| 委員長 | 丸山真理子 | 学識経験者（関西福祉大学准教授） |
| 副委員長 | 児嶋佳文 | 赤穂市社会教育委員会（委員長） |
| 委員 | 米田圭佑 | 赤穂市PTA連合会（副会長） |
| 委員 | 浜野敏子 | 読み聞かせボランティア代表 |
| 委員 | 山口仁実 | 赤穂高等学校教諭 |
| 委員 | 小野晴也 | 赤穂市中学校図書教育部会担当校長 |
| 委員 | 大谷尚弘 | 赤穂市小学校図書研究部会担当校長 |
| 委員 | 藤本美英 | 赤穂市立城西幼稚園長 |
| 委員 | 徳丸真弓 | 赤穂市立有年保育所長 |
| 委員 | 小谷貴美子 | 赤穂市子育て学習センター指導員 |
| 委員 | 万代充彦 | 赤穂市教育委員会生涯学習課長 |
| 委員 | 杉山建一 | 赤穂市教育委員会学校教育課長 |
| 委員 | 今小路花野子 | 公募委員 |

3 計画策定の経過

| 年 月 日 | 実 施 項 目 | 内 容 |
|-----------------------|------------------------|--|
| R7. 11. 21 | 第1回赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選出 ・「子ども読書活動推進計画」見直し(案)の趣旨説明 |
| R7. 12. 25 | 第12回赤穂市定例教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書活動推進計画」見直し(案)について説明 |
| R7. 12. 26 | 第2回赤穂市社会教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書活動推進計画」見直し(案)について説明 |
| R8. 1. 20 | 第2回赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書活動推進計画」見直し(案)にかかる策定委員からの意見・要望等について説明、質疑・応答 ・パブリックコメントの実施について説明 |
| R8. 2. 2 ～R8. 3. 2 | パブリックコメントの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する条例及び市民参加に関する条例施行規則による実施 |
| R8. 3. 3 | 第3回赤穂市子ども読書活動推進計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画(案)改定にかかるパブリックコメントの結果報告 ・計画の最終案について |
| R8. 3. 19 | 赤穂市臨時教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画策定の報告 |
| R8. 3. 31 | 第3回赤穂市社会教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画策定の報告 |

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強

化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

赤穂市子ども読書活動推進計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年（2026年）3月

赤穂市教育委員会

（赤穂市立図書館 日本海水赤穂ライブラリー）

〒678-0232 赤穂市中広 907 番地

TEL : 0791-43-0275 / FAX : 0791-43-6291

E-mail : info@ako-city-lib.com